



「地方公共団体における災害情報等の伝達のあり方等に係る検討会報告書」の概要

国民保護室

1 はじめに

東日本大震災、昨年の北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射事案等の災害や危機事案において、全国瞬時警報システム（以下「Jアラート」という。）、市町村防災行政無線（同報系）等の情報伝達システムは、住民への災害情報の伝達において一定の役割を果たしていると考えられる一方、迅速な情報伝達の確保、耐災害性の強化、災害対応を担う地方公共団体職員の災害関連情報活用のための能力・リテラシーの向上等様々な課題もみられたところである。

そこで、消防庁では、昨年6月より「地方公共団体における災害情報等の伝達のあり方等に係る検討会」を開催し、地方公共団体から住民への確実かつ迅速な情報伝達について検討した結果、昨年12月、住民に対する情報伝達手段の整備及び管理・研修等に係る基本的な考え方について報告書を取りまとめた。

本報告書では、中間取りまとめの内容である情報伝達手段の整備に加え、市町村における住民への災害情報伝達に関する確認のためのチェックリスト及び地方公共団体職員の防災に関する研修等について取りまとめており、今回は中間取りまとめより新たに追加されたそれらの概要を紹

介する。なお、報告書の全文は、消防庁のウェブサイト (<http://www.fdma.go.jp/>) に掲載している。

2 災害情報伝達に関するチェックリスト

市町村においては、情報伝達手段の整備や防災訓練等の機会を捉え、住民に災害関連情報が伝わるかどうかについて確認しておくことが重要である。特に、情報伝達手段の耐災害性、世代間での活用する情報機器の違い、大規模集客施設、福祉施設、災害時要援護者等への災害情報伝達の方法等について、チェックリスト等により、課題を明らかにし、具体的な対策を講じていくことが必

表 災害情報伝達に関する基本的なチェックリスト

項目	確認内容
情報伝達手段の全体像	具体的な情報伝達業務の全体像（情報の入手から伝達まで）を把握していますか？
情報伝達手段の考え方	どのような情報伝達手段を保有していますか？
	情報伝達手段について、以下の整理をしていますか？ ○災害の段階（災害前、発災直後、応急対応期（救助・救援）、復旧・復興期（被災者支援）） ○管轄内の特徴（繁華街・住宅地など）への配慮 ○災害種別毎（台風、地震等） ○高齢者、災害時要援護者への配慮
耐災害性	情報伝達手段の耐災害性を考慮していますか？（耐震性、浸水措置等）
	停電対策については、考慮していますか？（非常電源の容量、非常電源に接続されている機器の確認等）
情報伝達の円滑化	情報伝達手段の操作手順等について効率化、省力化等がなされていますか？
	発災時の情報収集、伝達の業務量を想定して、円滑に情報伝達が行えることを確認していますか？ Jアラートによる情報伝達手段の自動起動を行っていますか？
不測の事態への対応	情報伝達システムに不具合が生じた場合の代替的な手段の検討がなされていますか？
情報伝達手段の住民への周知	情報伝達手段を事前に住民にわかりやすいかたちで周知していますか？
訓練及び試験	実際に情報伝達手段を用いた実践的な訓練や試験を実施していますか？
点検	定期的な機器の点検やメンテナンスの体制がとられていますか？
	実際に起動させ、機能の確認を行っていますか？
総合評価	情報伝達手段をどのように評価しますか？
	課題がある場合、情報伝達手段に関する具体的な改善点はありますか？

※本チェックリストは必要最低限なもののみを記載しており、実務担当者向けのものとしては、さらに詳細なものが必要であると考えられる。詳細なチェックリストについては、消防庁防災情報室が行っている「住民への災害情報伝達手段の多様化実証実験」を踏まえ、別途示される予定である。



要である（「表 災害情報伝達に関する基本的なチェックリスト」参照）。市町村がこのような課題の分析を容易にできるよう、本検討会において様々な観点を盛り込んだ基本的なチェックリストを作成した。各市町村において、本チェックリストにより情報伝達に関して不足している部分を明らかにして、次年度以降の対策に活かされることが望まれる。

3 地方公共団体職員の防災に関する研修等 （災害情報伝達等に係るものを中心として）

地方公共団体における住民に対する災害情報伝達を的確に実施するためには、情報伝達手段の整備とともに、災害対応を行う地方公共団体の職員の資質及びスキルの確保が求められる。このため、自ら研鑽を積むことはもとより、職員に対して適切な研修や訓練が実施されることが重要である。

検討会報告書では、災害情報伝達等に係るものを中心として、地方公共団体の防災に関する研修等の基本的な方向性とあり方を以下のようにまとめた。

＜地方公共団体職員の防災に関する研修等の基本的な方向性＞

地方公共団体職員に対する研修は、政策形成能力の向上や職務遂行能力の向上等、平常時の通常業務へ活かすことを目的に実施するものがほとんどである。これに対し、防災に関する研修は、発災時の災害対応を円滑に行うために実施することを目的にしているという特性を有している。この点で、防災に関する研修について検討するに当たっては、一般的な研修とは目的・内容を異にすることを踏まえる必要がある。

①防災担当職員に対する研修等

機器の操作の習熟訓練等の演習・訓練に加え、最新の防災情報の活用・解釈や災害対応時の安全管理等に関する内容に習熟することが必要である。

また、他団体の災害対応の経験を学ぶことや、連携して災害対応にあたる市町村、都道府県及び国の機関の職員間のネットワークの構築を図っておくことが必要である。

②防災担当職員以外の職員に対する研修等

大規模災害時においては、防災担当部局以外の職員も

災害対応に当たることや、業務も災害に関係するものを取り扱うことから、防災担当職員に限らず全職員に平時から当事者意識を持たせるための研修・訓練が必要である。

＜地方公共団体職員の防災に関する研修等のあり方＞

①防災担当職員の研修機会の拡充

集合研修等に職員を派遣できない市町村に対し、専門職員や有識者の派遣、ブロック毎の研修会や説明会の実施等、研修機会を提供することが望まれる。

また、被災地の地方公共団体への支援活動を通じて、災害対応の経験を自らの団体に持ち帰ることも有効な方法の一つであると考えられる。

②防災担当職員の研修等の実施に当たっての留意事項

講義と演習形式のバランスに留意するほか、特に、最新の知見、災害対応の体験及び災害時の安全管理の内容を取り入れることが求められる。また、基本的事項については研修内容の標準化を進めることが望まれる。

防災に関する研修等のうち、座学・講演形式で実施されるものについては、その内容が講師の裁量に任される傾向が強いが、既存の計画やマニュアルの見直しなど、研修等の成果を実際の業務へ反映させることが重要である。

③防災担当職員同士のつながりの構築・維持

複数日間に渡る集合研修や、ネットワークの継続的な維持のための定期的な研修等やフォローアップの場の提供が望まれる。

④全職員が受講する一般研修等、防災担当職員以外の職員への研修等の充実

全職員が受講する一般研修等において災害対応訓練を取り扱う等、防災担当職員以外の職員が自ら対応する意識を保持することが重要である。

また、例えば選挙における繰延投票や税の減免など防災担当部局以外の部局においても、自らの本来業務において、災害発生に伴い対応が必要となる業務が発生する可能性があるため、災害発生時に想定される業務について、予防段階から備えておくことが望まれる。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課国民保護室 原尻、中野
TEL: 03-5253-7550